

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○中野委員長 次に、馳浩君。

○馳委員 おはようございます。

午前の最後のバッターになりました、自由民主党の馳浩です。よろしく願います。

小淵さんから目の覚めるような提案もいただきながら、よりよい審議がなされるように私も努力をしたいと思います。

我が党の中でもいろいろ議論していて、ワーク・ライフ・バランスの話をすると、どうしても女性の働き方というところにターゲットが行ってしまっていて、それは違うんじゃないか、男性の働き方こそを変えていかなければいけないということで、やはり残業は徹底的にさせないようにしよう、家庭に帰そう。伊吹先生のように、ちゃんと家庭に帰って料理もつくる。

あるいは、有給休暇はちゃんと徹底的に消化させよう、もし年度で消化できなかったら、その会

社の負債にしてみましょう。それは経営者も、そういう制度になれば、有給はちゃんとやはり消化させた上で、お子さんやあるいは家庭のいろいろなことがあったときに、それに時間を割くことが、より人間としての効率や能率を高める働き方になるのではないかと。

こういう提案こそ国民の意識を高める提案ではないか、こういうふうな議論を私たちもしております、まとめていこう、提案していこうというふうに思っております。

私は今さらっと申し上げましたが、こういう男性の働き方こそやはり意識を変えていくべきだという考えについて、小宮山さん、いかがでしょうか。

○小宮山国務大臣 同感でございます。

超過勤務については、今、六十時間以上については五〇%以上というふうに割り増しをしていますが、すけれども、もっとそれを下げる必要があると思いますし、有給休暇を残す国というのは、先進国ではほかの国へ行ったら説明しても説明がつかないこととございます。当然とるべきものですので、お考えには同感です。

○馳委員 まず、配偶者控除の考え方についてちょっと、政権の考えをお伺いしたいと思います。

まず、岡田副総理、控除から手当て、こういう考え方は、今回のこの子ども・子育て新システムにおいても貫かれているんじゃないでしょうか。

○岡田国務大臣 今回の子ども・子育て新システムというお話ですと、ちょっとそれは必ずしも明確な答えはできないんですが、我々が子ども手当

というものを提唱し、現在は児童手当ということになっておりますが、その背景にあったのは控除から手当へということであって、年少扶養控除を廃止して、それを一つの財源にして、子ども手当、現在の児童手当、それに充てるということでございます。

手当と控除を考えたときに、やはり控除というのは、所得税を払っておられる方、特にたくさん払っておられる方にとって、よりメリットの大きい制度である、それよりは、同額をお支払いする手当の方がより必要なところにしつかり届く、そういうふうを考えて、控除から手当へというふうに申し上げているところであります。

○馳委員 安住大臣に歴史的な経緯をちょっとお伺いしながら話を進めていきたいと思いますが、この配偶者控除という制度ができたのはいつごろでしょうか。

○安住国務大臣 昭和三十六年でございます。一人目の扶養親族として扶養控除が適用されておりましたけれども、一方的に扶養している親族とは異なる事情に鑑みて、配偶者の、所得の稼得に対する貢献等を考慮してということで、この制度が創設をされております。

○馳委員 私もちよっといろいろ勉強してみたら、一応、扶養控除の中に配偶者というふうに明記されたのが一九四〇年のころだそうですね。何でもかとも思ってまた資料を調べてみたら、当時の産めよふやせよ運動の中で、やはり女性は家庭において産んでもらおう、そして五人目までと。明確に政府の文書にそう書いてあるということで、私も

ちよつと、こんなのを今ごろ小宮山さんに読ませたら激怒するだろうなというふうな文書でありました。

ちよつとこれを読んでみましょうか、せっかくの場です。

一九四一年、人口政策確立綱領というのが政府から出されておりまして、「人口増加ノ方策」となっているんですよ。「出生ノ増加ハ今後ノ十年間ニ婚姻年齢ヲ現在ニ比シ概ネ三年早ムルト共ニ一夫婦ノ出生数平均五児ニ達スルコトヲ目標トシテ計画ス」、「五児」というのは五人ということですね。

さらにびつくりしますよ。「女子ノ被傭者トシテノ就業ニ就キテハ二十歳ヲ超ユル者ノ就業ヲ可成抑制スル方針ヲ採ルト共ニ婚姻ヲ阻害スルガ如キ雇傭及就業条件ヲ緩和又ハ改善セシムル如ク措置スルコト」とあって、かいつまんで言えば、女性は二十を過ぎたら働くことをやめて、早く結婚して平均五人の子供を産むべきと、政府文書として明確になっているんですね。

したがって、恐らくそのときに、やはり女性の役割として、いわゆる配偶者、配偶者といっても妻の役割を明確にして、産めよふやせよと。

これは、時代がさらに変わって一九六一年、ちよつと私が生まれた年、いわゆる妻の座を明確に確保するための、扶養控除の中から配偶者控除というのを明確に抜き出して位置づけをした、こういう歴史的な流れでありました。

岡田副総理、今ちよつと私、簡単に歴史的な経緯を説明し、同時に、政権をとられた今日におい

て、この配偶者控除という制度についての見直しは必要だと思われませんか。いや、これは温存すべきだと思われませんか。

○岡田国務大臣 私、配偶者控除は廃止をすべきだという意見の持ち主でございます。それから、党としても、マニフェストにはそういうふうに記載をしております。

ただ、やはり、政権交代してそういったことを党の中でも随分議論されたはずですが、慎重論もあって、なかなか実現するには至っていない。一かゼロかではなくて、段階的にそれを縮小していくような、そういう道も含めて考えていく必要があるのかな、そういうふうに思っているところでございます。

○馳委員 言わずもがなですが、所得税には、基礎控除、扶養控除、配偶者控除という形で、所得に対して家族の役割を認めている部分です。ここはやはり、税こそ、国民の意識、国民の生活の一つのスタイルとして理解をしてもらおうという配慮があって、ここは恐らく、財務省の主税局においても、もうちよつと実態、現代の置かれているその実態を踏まえた見直しということにしていく、慎重にやはり取り扱っていくべきだと思うんですよ。

当然、配偶者控除を段階的にやめて、扶養者控除に入れて、扶養者控除については年齢的な区分を明確にした上で最終的に廃止をし、得られた財源を必要な障害者政策とか高齢者のための政策の手当てにしていこうという考え方は一つあると思うんですけども、その議論の中に、やはり依

然として我が国の家族政策ということはどうあるべきかという議論が入っていないと、いきなりマニフェストでお示しをして、さあどうだというのはちよつと乱暴なのかな、やはり実態を踏まえた取り組みというのが必要なのではないかなというのが、私もこの間いろいろと物の本を勉強してみte思った次第であります。税の話ですから、財務大臣、いかがでしょうか。

○安住国務大臣 お金のお話というと大体六千億ぐらいでございますが、この話はお金というよりは価値観の問題だと思っております。

そういう意味では、財務省としては、これは中立的な政策でやっていくということですが、家族や、専業主婦の方という言い方が今どうなのかわかりませんが、そういう方々をどういうふうにかえるのかということは極めてやはり政治的な重要なテーマでございますから、それに基づいて結論を出していただいて、控除なのか手当なのかということを決めていただくということでございます。私としては、財務省としては現時点では中立的立場ということになります。

ちなみに、さっきの戦前の話でございますが、私も防衛副大臣をやっている当時研究したことがあって、あれは、師団編制をまず前提としてやって、それに足りない数を充足させるということから実は計算をした。昭和十六年でございますので、日中戦争、満州事変がもう始まって、太平洋戦争に入ることを前提に多分企画した案でございますので、少々、そういう点では、人口政策というよりは軍の師団編制から出てきた考え方だというふ

うに思っております。

○馳委員 まさしく、軍が強過ぎると、国民の生活スタイルにまで税をもって介入してくるという実例なんですよ。

したがって、私は、こういう歴史的なことを踏まえながら、今後の我が国の人口政策は、やはり国家政策という位置づけの中から税のあり方について議論していくべきで、ぜひ小宮山さんに釈明の機会をお与えしたいと思うのは、専業主婦の敵と言われているんですよ。違うと私は思っているんですよ。

だから、代表質問のときにも、こういう文章を私は書いたつもりなんです。やはり、専業主婦として子育てをしっかりし、家庭というよりも地域の中において一定の役割を果たしていることを評価すべきではありませんか、その上で、働いている女性も高く評価をしていくような政策の組み合わせが必要ではないですかと、代表質問のときにそういうふうに書きました。

改めて、小宮山さんは専業主婦の敵ではありませんよね。

○小宮山国務大臣 釈明の機会をお与えたいですし、ありがとうございます。

もちろん専業主婦の敵などということはございません。専業主婦として家にいて子育てをしたいと思われる方は、それでやっていただくのは当然のこと。

ただ、現在、働きたい、あるいは働いている女性たちがこの配偶者控除があるから働き始め、就業調整をしているという人が四人に一人いるん

ですね。それはもったいない話だと思っていますし、今家庭にいらっしゃる女性でも、ごく直近の潜在就業率、実は働きたいと思っているパーセンテージが九割近く、先進国と同じぐらいあるんです。

これから人口が減っていったって、経済成長のためにも自己実現のためにも働きたいと思っている方の足を引っ張るような制度は、やはり中立なものにした方がいいというのが私の考えでございます。○馳委員 やはり、この議論をすると、どうしても働く女性の話から入ってくるんです、小宮山さんは。

そうすると、私たちは、夫が所得が高かろうが低かろうが、まさしく専業主婦として働いているという言い方が語弊があるかもしれないが、専業主婦として働いていらっしゃる女性の価値観というものもやはり評価するような制度があつてしかるべきではないかということを申し上げたいんですよ。

済みませんが、この議論を始めると家族論の話に発展していきまますので……（発言する者あり）何か、前門の虎、後門のオオカミみたいな感じですが。

きょう私が本当に議論をしたいのは、これも代表質問のときに取り上げさせていただきました小渕報告、平成二十一年三月三十一日。そして、この半年後に政権交代がなされたということで、政権交代があつたからこの小渕報告が顧みられていないのではないかという視点から、いわゆる認定こども園制度の三年目の見直し、認定こども園制度をつくるときの法案は文部科学省が担当したは

ずです。ところが、この三年目の見直しは、小渕さんですから、文科、厚労、そして内閣府少子化担当ということで、中心におまとめになりました。ここの辺がやはり、変遷が私はあると思っているんです。

実は、私は、この認定こども園制度を、法律を議論したときの担当の副大臣をさせていたでいたので、当然、五年目の見直しというのは絶対必要だなと。五年目の見直しの中で、やはり制度として都合の悪いところは修正、見直しをしていこうじゃないか、そして、やはり親の働き方によって子供の行き場所が違ったり、地域によって保育所が多かったり幼稚園が多かったり、地域によって待機児童が多かったりいなかったり、こういった部分での、子供たちに提供される保育や、特に教育の質が変わってはいけないのではないか、こういう問題意識を持っていました。

ところが、法律に言うところの五年後の見直しは、平成二十三年の十月なんです。当然政権交代の後です。この五年後の見直しということについて、法律に基づいて議論をされて、報告書が出されて、必要な見直しはなされたのかという点、そうはなっておらなかったのか、ここが私どもはやはり、政権交代があつたとしても、法律によって定められた制度については十分な見直しをした上で議論を丁寧に進めてほしかった。

ここがポイントなので、委員の皆さんにも資料をお渡しいたしました。大変私は重要視しております、平成二十一年三月三十一日、「今後の認定こども園制度の在り方について」、いわゆる小渕

報告について、今から質問を進めさせていただき
ます。

まず、小宮山大臣にお伺いします。

代表質問で総理もお認めになりました。この小
渕報告も参考にして新システムをまとめたとおっ
しゃいました。新システムをまとめるに当たり
どの部分をどのように参考にしたのか、教えてく
ださい。

○小宮山国務大臣 小渕報告については、私もし
っかりと熟読させていただいています。

それで、おっしゃるように、法施行からの見直
しですけれども、この小渕報告も含めまして、平
成十八年十月の認定こども園法施行後、継続的に
検討、運用の改善はしてきています。そうした蓄
積の上に、さらに、子ども・子育て新システム検
討会議のワーキングチームで幅広い関係者の御参
画をいただいて議論を重ねた結果、法施行から五
年半になりますけれども、ことし三月に、それも
踏まえて、子ども・子育て新システム関連法案を
出させていただいているところです。

これは本当に、就学前の子供の教育、保育を一
体的にという先駆的な取り組みだと思っています
ので、この小渕報告の中にもあります、非常にこ
れは、施設を運営している側からも、特に利用者
から大変高い評価を得ていると。

ただ、そこに課題があるということはこの報告
書にも書いてございまして、二重行政ですとか財
政支援が安定的でないことが課題としてこの中で
も指摘をされています。

このため、この新システムでは、報告書が示し

た課題の解決に取り組むということで、総合こど
も園の創設による認可、指導監督の一本化、これ
で二重行政を解消することと、こども園給
付による財政支援の一本化、これによって財政支
援もしっかりしていくということで、学校教育、
保育を全ての就学前の必要な子に提供する、その
形を、それをさらに今の認定こども園を発展させ
る形として位置づけているところです。

○馳委員 ただ、認定こども園の取りまとめ、見
直しということは、私たちの政権のときには、保
育所、幼稚園ということの制度を前提に置いて認
定こども園を設置し、これが数が伸びるように支
援していきましよう。恐らくこのスタート地
点が違っているのかなと思うんですね。

そこで、次に村木さんにお伺いしたいと思いま
すが、いますか。

この小渕報告の事務的な取りまとめを担当した
村木厚子内閣府政策統括官は、政権交代後、この
報告書を少子化対策や次世代育成政策としてどう
生かそうと考えていたのか。

わかりやすく言うと、政治主導は小宮山さんで
す。事務的に支えたのが村木さんです。こういっ
た構図の中で、村木さんは、小渕さんの、この小
渕報告をまとめた当事者ということにもなります
ので、やはり行政の継続性という観点からも、そ
の当事者に私はお伺いしたいと思って、きょうは
お呼びいたしました。

村木さん、どのようにお考えだったか、お伝え
ください。

○村木政府参考人 私は、先生の御指摘のとおり、

当時は厚生労働省側の職員として、報告書の取り
まとめの事務局を担当いたしました。

この報告書、認定こども園が非常に高い評価だ
ということ、残された課題が、二重行政、財政支
援だということ、それからもう一つ、幼保連携型
にいずれは集約をしたいという、ここは、相当書
くの勇気が要りましたけれども書いた、それが
非常に大事な報告書だったと思っております。報
告書では余りこういう直截な言葉は使いませんが、
一番いいことをしようとする人たちが一番苦勞を
する仕組みになっているということは何とか改め
たいというのが当時の気持ちでございました。

ちょっと職業生活に中断がありまして、戻って
きましたときに、今度はこの新しいシステムの検
討の事務局という役割をいただきましたので、私
個人といたしましては、例えば、初めに幼保一体
化施設ありきということではなくて、この現実に
根差した小渕報告を何とか新しいシステムの中で
生かしたい。そういう意味では、今度のシステム
を考える基準とか出発点にこれがなったというふ
うに思っております。

ただ、一つだけ、少し当時と状況が違うかなと
思った点がありまして、当時、小渕大臣も非常に
悩まれたんですが、当時は、法施行後二年余りの
時期の報告書でございましたので、法律を変える
ことはやめようと。五年見直しがあるので、二年
ぐらいで法律を変えようと、また制度が変わるから
認定こども園になるのはやめておこうという方々
が出るだろうということで、法律を変えないで
きることを当時はやりましたので、今回は、法律

を変えてできることも含めて、少し拘束が少ない中での検討かというふうに思っております。

○馳委員 実は、私も、参議院議員時代から小宮山さんとはもう十年を超える長いおつき合いをしていて、政治主導という話をするときには、小宮山さんがどういう人なのかということはやはりよく理解しておかないといけないんですよ。

私なりに理解しているのは、こういうところなんです。

私と小宮山さんが話をしていると、特に児童虐待の問題でお世話になりましたが、一時間話をしていたら、大体五十八分ぐらい小宮山さんがしゃべっておられます。そして、私が小宮山さんのすばらしいところだなと思うのは、必ず最初の五分間で結論を言うんです。そして残りの五十分ぐらいですと、こうでこうでこうだから、ですよ。早速私がそれに答えよう、反論しよう、私の考えを言おうとすると、ああ、もうそろそろ時間がないから、また今度ねということがよくあったんです。（発言する者あり）

いや、逆に、村木さんが、やはり気を使って、野党の私たちのところにも、折に触れて、政権交代後に、今こういう議論を政府としてはやっておりますので、野党としてもやはり御議論をくださいますということであつたときに、まあ、半年ごとぐらいに大体来られましたよ。来られるたびに、その取りまとめの案が随分と、少しずつ少しずつ変わっていったんですね。

恐らく、もしかしたら、頭のよい、結論を先におっしゃる小宮山さんのリードのもとで、それに

何とか制度を合わせよう合わせようとして、随分、指定制とか直接契約とかこういったものが入ってきて、私立幼稚園の皆様の団体方が、これはやはりちょっと幼児教育という観点から反対ですというふうな話をされたりしたんじゃないかな、私はそういうふうには認識しているんです。

だから、私の代表質問のときに申し上げた盲腸という発言は、その前に大事な一言を私はあえて抜かしたんですね。どういう言葉があつたかという、自公政権の盲腸とおっしゃったらいいんですよ。やはり、言った方は覚えていなくて、言われた方が覚えているんですよ。

そこで、もう一度、村木さんに改めて、事務方として非常にきちょうめんで、きめ細かく取りまとめられた村木さんにお伺いしたいのは、小渕報告を取りまとめた、ではどこまで新システムの法案にするかということで、いわゆる関係団体の皆さんがいろいろな意見をおっしゃる中で、最後は事務方は取りまとめなきゃいけないじゃないですか。多分、小宮山さんも、ちゃんとこうしてねとおっしゃるはずですから。そのときの一番の苦労した部分は何なのかということ、やはり委員会で明確に聞いておきたいと思しますので、村木さんの答弁を求めます。

○村木政府参考人 どういうお答えをしたらいいか、非常に難しいんですが……（馳委員「素直に」と呼ぶ）素直に申し上げますと、幼保一体化にあるいは一元化の流れというのは随分長い歴史がある問題で、関係者の方々は皆さん、この大きな流れ、理想像のところは、反対していると言われて

いる幼稚園関係者の方々も含めて、やはり最後はそういうことをしなければいけないということと言ってくれました。

その中で、ではどういう手順でどこまでそういうことができるのか、それから、非常に建学の精神をたつとぶ幼稚園、まさしく私学の流れをくむもの、それから保育所は、どちらかというと、学校で例えれば公立の小学校に似ているような、みんな同じ、平等であるということ、たつとぶ、その文化を融合して、どこまで、自由度もそれぞれの特徴も残しながらやるかということで、その枠組みで大変苦労をした。

ですから、大きな目標については、大きな思いは常に一緒だったと思いますが、関係者の意見を何度も聞きながら、何度も手直しをしながらやっただということだということでございます。

○馳委員 何か、村木さんも関係者の意見と小宮山さんとの間で板挟みになったような印象を受けました。でも、事務的に小渕報告の検証を今からさらに進めさせていただきます。

さて、小宮山大臣、平成二十四年四月一日時点での認定こども園の認定件数を教えてください。これは四類型でお願いいたします。

○小宮山国務大臣 平成二十四年四月一日時点で全国の認定こども園は、幼保連携型が四百八十六件、幼稚園型が二百七十三件、保育所型が百二十二件、地方裁量型が三十件、合計で九百一十一件認定されています。

○馳委員 それで、平成二十年以降の認定こども園の設置数の推移と照らし合わせて、今お示しを

いただいた数字に対する小宮山大臣の評価を率直に伺いたいと思います。

○小宮山国務大臣 平成二十年に比べますと、それぞれ、幼保連携型が三百八十二件、幼稚園型が百九十七件、保育所型が八十七件、地方裁量型が十六件増加しています、中でも幼保連携型が増加をしています。

これを見ての所見ということですが、先ほど村木統括官も申し上げたように、幼保連携型が一番いろいろな形で充実するというか目的にならなっているのに、そこが一番苦労をするような仕組みの中で、本来、非常にいい仕組みなのに、もっと伸びていいはずなのに伸びないのか、そういう認識を持ちます。

○馳委員 では、小淵報告にまた戻ります。認定こども園制度の意義、機能について、以下のとおりに報告をしております。二ページ目です。ア、保護者の就労の有無にかかわらない施設の利用。イ、集団活動や異年齢交流の機会の確保。ウ、既存幼稚園の活用による待機児童解消。エ、育児不安解消のための地域子育て支援充実。

この意義や機能の再認識に、小宮山大臣は異論はありません。

○小宮山国務大臣 全く異論はございません。

○馳委員 では、三ページ目に移ります。

認定こども園アンケート調査によると、保育時間が柔軟に選べる、就労の有無にかかわらない施設利用、教育活動の充実などの点が評価されておりまして、また、認定こども園は専業主婦家庭と共働き家庭の両方のよい交流の機会が提供されて

いるという指摘もございます。

小宮山大臣の見解を伺います。

○小宮山国務大臣 このアンケート調査からも、やはり幼児期の学校教育、保育を一体的に提供する先駆的な取り組みとして非常に評価をされていると思っています。施設の九割以上、保護者のうちの八割以上が評価をしている。

そういう意味では、今回、これをもとにして制度設計をさせていただいたということは、こうした実態に合っているかと思っています。

○馳委員 四ページ目には、平成二十二年度までに、安心こども基金等の新たな財政措置を活用するなどにより認定こども園の緊急整備を図り、利用者のニーズや施設の認定申請の希望状況を踏まえつつ、平成二十三年度には認定件数が二千人以上となるように、必要な見直しを早急に実施すべきとあります。

政府としては、そのとおりの必要な見直しをしたのでしょうか。また、現状九百一十一件と二千人のギャップの原因はどこにあると考えているのでしょうか。

○小宮山国務大臣 政府といたしましては、この報告書に示された改革の方向に沿いまして、一つは地方公共団体での行政窓口の一本化、会計処理の簡素化、安心こども基金による財政支援の充実など、必要な運用改善には努めてまいりました。ただ、残念ながら、その二千、目標が九百一十一件と半分弱にとどまっているということは、この報告書の中にもあるとおり、やはり二重行政と、財政支援が不十分だということがあるのだと思っ

ています。

○馳委員 では、五ページ以降の具体的な課題対応について伺います。

まず、財政支援の充実についてです。

「平成二十二年度までを期間とする「安心こども基金」による新たな国の財政支援や地方財政措置が講じられることになり、従来、財政支援のなかった幼稚園型の保育所機能部分、保育所型の幼稚園機能部分及び地方裁量型に対しても新たな財政支援策が制度化されるなど、一定の前進が見られた」云々とありまして、その具体的な内容は、十二ページの別添一のとおりです。「これらの財政措置を実施するにあたっては、現場の実情に十分配慮することが必要」と報告されています。

別添一のとおり措置は、どの程度の規模でなされたのでしょうか。

○小宮山国務大臣 検討会報告を受けました認定こども園への財政措置は、安心こども基金を活用して行われています。

安心こども基金は、平成二十一年度、二十二年、二十三年度と、それぞれ補正予算によって積み増しをしまして、平成二十四年度現在、総額五千三百一十億円になっています。この基金を活用して、認定こども園の設置促進のための施設整備補助ですとか事業費補助を行っています。

なお、地方裁量型認定こども園等に対しましては、地方財政措置、特別交付税が行われているということです。

○馳委員 五ページ目に入ります。

「都道府県等は、国の平成二十一年度予算にお

いて地方裁量型の認定こども園等に対する事業費支援について地方財政措置（特別交付税）がなされていることを踏まえて、質の維持・向上に留意しつつ、これらの施設に対して必要な財政措置を行うことが求められている。」云々とあります。

このとおりには財政措置はなされたのでしょうか。なされたならば、その内訳を聞きたいと思います。

○小宮山国務大臣 各都道府県で地方裁量型の認定こども園等はどういう助成を行うかということは、各都道府県が判断をするということになります。

各都道府県が地方裁量型の認定こども園等の機能部分への助成を行った場合には、その経費について、平成二十一年度から、特別交付税によって措置をしています。

各都道府県での助成は、地方裁量型の認定こども園等に要する経費のうち、人件費、事業費、管理費等を対象にしていると考えられますが、その具体的な内容は承知していません。

○馳委員 多分、この部分じゃないかなと私は思っているんですよ、都道府県、市町村、そして現場の方、つまり幼稚園や保育所の経営者の判断認定こども園になりたいなど思っているも、都道府県の裁量に任されているので、都道府県の裁量ですから、やりたい、法律もできまし、安心こども基金も使えるし、施設整備もどうもできそうだと申請しても、却下、却下の嵐だったそうなんです。ここが私、どうもポイントかなと。

私なりに、現場の経営者の皆さんを回ってききましたが、市町村も財政は厳しいでしょうから、却

下。県会議員を使って県に言っても、却下。なぜ。私、石川県ですが、待機児童はいませんか。ああ、なるほど、このやはり目詰まりというものはあるのかなというふうに思いました。実は、それで次の質問をちょっとつくったんですよ。

幼稚園型認定こども園の保育の部分には、経常経費は予算措置されているのでしょうか。また、保育認可のための施設整備の予算、調理室やお昼寝室など、こういったものは明確に計上されているのでしょうか。

○小宮山国務大臣 幼稚園型の認定こども園の保育所機能部分に対しましては、平成二十年度の第二次補正予算から、安心こども基金による事業費補助を行っています。

また、幼稚園型認定こども園が保育所機能部分の施設整備を行い、新たに保育所の認可を受けて幼保連携型認定こども園になるうとする場合は、安心こども基金による施設整備費補助の対象となり、これには調理室ですとか保育室の整備も含まれています。

○馳委員 多分、こちら辺のやりとりが、幼稚園保育所の事務方あるいは経営者にすれば面倒くさいというかわかりづらいというか、一番ここがポイント、ネックになって伸びなかったんじゃないかなというふうに私は思っているんですよ。

別に、待機児童がいる地域で認定こども園が伸びなくてもいいんですよ。私どものような、過疎地域も抱えておりますが、こういったところで、保育所ばかりなんだけれども、やはり幼児教育を

しっかりやってほしい、やってみたい、やらせてほしいという経営者の判断、保護者の要望にこえられるような制度、申請すればそれを審査してもらえてやれるというふうになっていけばよかったのかな。

そう思うと、私も当時副大臣として答弁させていただいたときに、これは幼稚園だったら教育委員会、保育所だったら福祉部局じゃなくて、首長直轄の総務部で担当させた方がいいんじゃないかなと、当時のパートナーである小坂大臣と議論をしておったんです。ただこれは、そういうふうな方向になるようにしますという事務方からの、役人の皆さんからのレクチャーもありましたので、そうやっていくんだろうなと思いつつに詰めたところ、私が私たちの責任だと思っております。私はそういう認識を持っているんですが、いかがでしょうか、小宮山大臣。

○小宮山国務大臣 まさに今委員がおっしゃったような問題意識にこたえ得るような形を今回盛り込んでいるというつもりでございます。

その当時も、私も委員でやりとりさせていただきましたが、当時の小坂大臣も、そして馳副大臣も、やはりこれはできれば一体化をした方がいいということも御答弁をいただいているかと思えますので、歩んでいく方向は同じ方向ではないかと思えます。

○馳委員 余りここで仲よくしていると伊吹さんに怒られますので。

実務的な詰めというのは非常に大事なことで、なぜ伸びなかったかという議論はやはりお互いに究

明していくべきだと思っていて、私は質問しているんですね。

次の質問です。

幼稚園で七五％が預かり保育をしていると、よく小宮山大臣は答弁されますが、その具体的な数値を教えてください。

○小宮山国務大臣 預かり保育を実施している幼稚園は、平成二十二年度で全国の幼稚園一万三千三百四十三園中の一万五十八園で、実施率は七五・四％です。

幼稚園で預かり保育をする予算について、預かり保育を実施する私立幼稚園に助成を行う都道府県に対しまして、国が助成額の一部を私立高等学校等経常費助成費補助金、私学助成として補助をしていまして、これは、平成二十三年度はおよそ三十七億八千八百万円を支出しています。

○馳委員 私は、七五％という数字は非常に大きい意味を持っていると思っっているんですね。

ここもまた私学助成というふうに出てきますが、今後ともこの数字を膨らませることも意味があるのではないのでしょうか。いかがでしょうか、小宮山大臣。

○小宮山国務大臣 ただ、私学助成ではやっていきますが、その額が少ないということが現場からございますので、今回は、幼稚園が預かり保育をしている部分にも恒久的な財源を得て、さらに財政支援をするような仕組みにしています。

○馳委員 きょう、文科大臣は私と呼んでおりませんが、政務官は、神本さんですか、来ていただいておりますが、これは私学助成の話ですね。幼

稚園で七五％も預かり保育をしている。現場の要望はやはり非常にやはり強いんですね、大きいんです。

文科省として、この預かり保育にかける私学助成の予算というものをもっと要求してもよろしいんじゃないでしょうか。神本政務官、いかがですか。

○神本大臣政務官 御通告がなかったので、ちょっと的確に御答弁できるかどうかわかりませんが、施設に対する機関補助である私学助成と、保護者の経済的負担軽減を目的とする幼稚園就園奨励費補助によって構成されております。また、私学助成については、幼稚園運営に係る経常費経費の補助である一般補助と、これは馳先生はもう御承知のことだと思いますが、各園の特色ある取り組みに対する補助である特別補助により構成されております。

今回の子ども・子育て新システムにおいては、現行の私学助成の一般補助と幼稚園就園奨励費補助については、原則としてこども園給付に統合するということになっておりまして、また、特別補助のうち、預かり保育や子育て支援に対する補助については、私学助成ではなくて、新システムにおける地域子ども・子育て支援事業として再構築することとしております。

○馳委員 純粹幼稚園には行かないんですね。だから、私は、新システムの議論の話は実は次回また質問させていただきたいんですが、するために現状でも、こういった報告に基づいて、預かり保

育の充実というのはしていくことが可能なんじゃないんですね、文科省としてはそういう主張をなせないんですね、かというふうな言い方をしたかったんですね。そういうことなんですよ。

今、神本さん、私と小宮山さんのやりとりを聞いておられたら、文科省としての現場の要望に基づいているお話を多分できたと思うんですね、でも、そういうことなんですよ。いかがでしょうか、もう一度、神本さん。

現状でもやろうと思えばできるんですね。そういうことを私は申し上げているんですね。その答弁を聞いて、私、次の質問のときに、また違った観点から小宮山さんに質問したいと思っております。神本さん、どうですか。

○神本大臣政務官 こども園の指定を受けない幼稚園があった場合には、新システムの枠外で私学助成等を継続するという事になっております。

○馳委員 だから、私は今、新システムの話はまだしていないんですね。現状でもできるんですね。文科省として、この要望の強い部分に対してはやはり予算要求して、ここを膨らませていってもいいんじゃないんですね、かということを申し上げているんですね。

小宮山さん、何かしゃべりたそうですけども、ここは小宮山大臣の答えるところではありませんので。

では、次回のときに、ここのところは私、もう一回詰めたと思いますよ。

では、次の質問に入っていきたいと思いますが、六ページ目の「二重行政の解消」についてお伺い

します。

「窓口の一本化、書類の重複の整理、監査事務の簡素化、会計処理の簡素化など、現場から指摘されている運用面の課題について、改善が可能なものについては、できるだけ速やかに手続きの一本化や簡素化を行うこととする。」云々と報告されております。この報告を受けて、二重行政解消のための手続の簡素化はされているのでしょうか。

○小宮山国務大臣 御指摘の報告を受けまして、政府としては、地方自治体の窓口ですとか補助手続の一本化を進めるなど、解消に努めてきています。

窓口の一本化の状況は、平成二十二年四月一日現在、全体の相談窓口の設置が六五％の市区町村で、そして財政措置に関する窓口の設置が五四％の区市町村で行われています。

そういうことです。

○馳委員 この数字を伺うと、六五％の窓口の一本化、財政措置は五四％。この小淵さんのところでやった見直しについても、ここがやはり肝だったんですよ。これを一〇〇％にすればいいんじゃないんですか。

まさしく、手続、それから給食なんかの食材もどっちで請求するかとか、監査事務、書類も随分たくさんになったんですね、こっち側か、あっち側かと手分けして。その事務的な一本化というものを言えば、現状、窓口は六五％だし、財政措置としては五四％だと。やはり、私も法律を担当したときに、ここが曖昧だったなと反省する部分ですな。

ここを最初から本当に一本化して、先ほど申し上げたように、総務部の方に出してくれば、ぱっぱと行政の方で仕分けして一本化をして出しますからというふうに、窓口が対応できるような準備をして、制度をスタートすればよかったんだらうなどという反省のもとに今質問しているんですけれども、六五％と五四％という数字を一〇〇％に近づければよろしいんじゃないでしょうか。

○小宮山国務大臣 今、全体の市区町村の数字を申し上げたんですが、これは認定こども園を設置している市区町村に限って、二百九十六の市区町村ですけれども、ここに限って申し上げると、相談窓口の設置状況は九八％行われています。財政措置に関する窓口の設置は七四％で行われているので、全国平均よりも、認定こども園を認可しているところで窓口の一本化が進んでいる。

そうであれば、この認定こども園をさらに進めていくということが委員の御指摘の趣旨にも合うというふうに思うんですね。ただ、これは、繰り返しになりますけれども、その課題が二重行政と財政支援を厚くすることだということなので、そうした経緯も盛り込んだ上で、発展的にこういう形で御提案をしているということです。

○馳委員 また小宮山さんのペースに私は巻き込まれそうになるんですね。必ず答えを先に言うんですよ。

そこに至るプロセスとして、これは私も国会議員として反省ですよ。法律ができたって、現場の行政の窓口の実務、それから、まさしく保育園や幼稚園を経営しておられる経営者の皆さん方の理

解は、時差があるんですよ、理解をするまでに。そこは私たちが気をつけなければいけないところなので、だから、私はしつこく言うんですけども、五年目の検証を十分した上での対応をした上で、本当にこれから十年後、二十年後、小宮山さんがおっしゃるような総合こども園になるかもしれないませんが、現状においては、やはり一〇〇％の理解を求めるような事務体制といったものを進めていくことが大事なのではありませんかという観点で私は申し上げているんですよ。

次の質問に移ります。

「認定こども園に係る職員配置（幼稚園教諭と保育士）、調理室や屋外遊戯場などに関する基準については、すでに相当程度緩和されており、これらの活用を進めるとともに、既存施設の認定こども園への円滑な移行を促進するため、必要な見直しを行う。ただし、規制緩和については、子どもにも与える影響、安全や質の確保に十分留意する必要があります。」云々と報告をされております。

この報告を受けて、安全や質の確保に留意しながら必要な見直しを行いましたか。

○小宮山国務大臣 安全の基準などは、認定こども園のものをいじっておりませんので、そのままの安全基準をしっかりと守っていきたいというふうに思っています。

○馳委員 次の質問に移ります。

「『安心こども基金』による新たな財政措置については、補助制度（補助要綱、申請・交付・報告手続き、スケジュール）を一本化するとともに、従来の財政措置（保育所運営費負担金、幼稚園へ

の私学助成）を含めて、「こども交付金」として制度化し、都道府県が市町村に事務を委任することなどによって市町村を通じた窓口・申請・執行手続きの一本化が行われるよう国・都道府県等を取り組んでいくべきである。「こども交付金」の制度化の具体的なイメージは「別添二」、これは私がお出した資料の十三ページのところでですが、「別添二」のとおりである。」云々とあります。

別添二のイメージのとおりに、認定こども園におけるこども交付金制度改革は進められてきたのでしょうか。

○小宮山国務大臣 平成二十年度から、安心こども基金によって、文部科学省、厚生労働省が一元的に認定こども園の認可外の機能部分に対する財政支援を実施してきました。

ただ、こうした措置も、幼稚園と保育所の制度が前提となっているために、今回の新システムの中で、こども園給付の創設による財政の一本化、総合こども園の創設による認可の一本化などによりまして、さらにその二重行政の解消を図ることになっています。

○馳委員 ここが今後の話し合いで私はポイントになってくると思っているんですね。

次の質問です。
二重行政解消のために、具体的な改善事項及びその実施時期については、別添三、これは私がお示しをした資料の十四から十七ページでありまして、この別添三のとおり、確実に進められてきているのかどうか、お伺いしたいと思います。

私、先に一言申し上げれば、いきなり子ども・子育て新システムなるものが出てきた。この別添三に基づいた改善事項、そして実施時期のスケジュール、これをちゃんとやっておればよいのではないですか。これをちゃんとやっているのかな。現状ですよ、現状。そのことについての確認の意味で質問をさせていただいております。いかがでしょうか。

○小宮山国務大臣 これは実施をできております。

いきなりとおっしゃいますが、再三申し上げているように、一年半にわたって、多くの方に御参加いただいて議論をしている中で、こうした議論ももたにして議論を積み重ねた結果、今回の新しいシステムを提案させていただいています。

○馳委員 私はずっと十四から十七ページを一括しての質問にしましたので、一括しての小宮山さんの答弁になったと思いますが、では、例えば十四ページのところを聞いてみましょうか。

「一、補助手続き等」の「（二）「こども交付金」の制度化（補助手続きの一本化）」。この②のところですね、「幼稚園・保育所に対する従来の財政措置についても、申請・支給手続きが一本化されるよう地方公共団体に要請。」とあります。「平成二十一年度より実施」。この要請したことが、的確に改善をされて現場に定着してきているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○小宮山国務大臣 この報告書では、従来の財政措置、私学助成とか保育所運営費負担金についても、都道府県、市町村への要請によって、申請、

執行手続の一本化を推進することと提案されているのが今御紹介いただいたことだと思いますが、これを受けまして、平成二十一年三月に、都道府県に対して特例条例による委任などを要請いたしました。これまで各自自治体で委任は行われていないというのが現状です。

○馳委員 では、十七ページの「五、基準・制度の見直し等」のところで、「（一）認定こども園に係る基準の見直し」のところを聞きますね。

「保育所が幼保連携型認定こども園になる場合の幼稚園の設置基準について、保育所の要件より厳しくなっている園舎の構造に関する基準について必要な見直しを行う。（幼稚園設置基準の改正）」とありますけれども、私も代表質問で、こういった保育所型の認定こども園の基準のことについて厳しく指摘しましたが、「平成二十一年度中に改正」とありますが、これは改正されていますか。

○小宮山国務大臣 改正されています。

○馳委員 政権交代があった後に、こういった見直しが適時適切に、こういった改善事項等があるように、なされてきているのか。なされてきているなら、なされてきていることを踏まえた、法律に基づく五年目の見直し、平成二十三年十月、その見直しがなされた上で、改善状況についての報告が国会になされた上で、その上で新システムなるものにつながってくるという流れならばわかるのでありますが、残念ながら、私はその五年目の見直しの書類、文書というのをまだ拝見しておりません。

そして、小宮山さんが何回もおっしゃるように、三十何回もですか、議論してこられたという議論が、本当に、まさしく学校教育法に第一条校として設置された幼稚園が総合こども園なるものに吸収されていくのか、なるのか。そういったことに、経営者方の判断に、この今回の制度の理解に私学幼稚園団体の皆さんの声も十分に反映されていない。

最終段階で園田政務官のところでお話をして、すり合わせて対応しますと言っていたのに、発表する前の週の金曜日の午後十一時五十七分にいきなり報告が来て、月曜日にいきなり発表という余り丁寧ではない対応がなされたんだそうで、個別のすり合わせも一切されなかったということをお伺いしました。ここはちょっと、やはり丁寧さが欠けるなというふうに私も思いました。

そういう意味でいえば、余りにも、政権交代の後に、小渕報告はありながらも、やはり結論ありきで進んできたのではないかなというふうに指摘せざるを得ないんですね。

改めてお時間をいただいて、このチェックをさせていただきながらまた質問を深めていきたいと思いますので、よろしく願います。

ありがとうございました。

○中野委員長 これにて馳君の質疑は終了いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

